

「放射性物質分析・研究施設第1棟R I使用施設の申請方針について（2020年4月10日付）」に対する質問事項について

令和2年5月8日  
原子力規制庁

令和2年3月13日、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）及び日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、東京電力が認可を受けた特定原子力施設の付属施設である放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）において福島第一原子力発電所事故由来の汚染物（以下「1F事故由来汚染物」という。）の核種分析・試験を行う目的で原子力機構が申請主体となってR Iを使用することについて面談により説明（以下「3月13日付説明」という。）を受け、原子力規制庁より、R Iが混在した1F事故由来汚染物の法的扱い及び放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「R I法」という。）に基づく使用許可申請をすべき者について質問・回答を行った。（原子力規制委員会HPに掲載されている被規制者等との面談概要を参照）

これに対して、本年4月10日、東京電力及び原子力機構から「放射性物質分析・研究施設第1棟R I使用施設の申請方針について」（以下「4月10日付資料」という。）が提出されたところ、同資料の内容に対して、原子力規制庁より以下について質問するので、回答願いたい。

1 気体状R I混在廃棄物について

以下の点について質問するので、回答願いたい。

- ① 気体状R I混在廃棄物の取扱いが3月13日付説明と4月10日付資料では同じなのか異なるのか。
- ② 4月10日付資料には第1棟の換気空調設備概略系統図が示されているが、当該系統図のどの部分が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）又はR I法の何れか又は両方の適用を受けると考えているのか。具体的な排気の方法と併せて回答願いたい。
- ③ R I法における排気口の位置が不明である。当該系統図に示されている排気口（特定原子力施設の廃棄施設と推測される排気口）をR I法における排気口とすると考えてよいのか。また、R I法施行規則第14条の11第1項第4号ホに規定する汚染された空気の広がりを急速に防止することができる装置（逆流防止装置）はどこに設けられるのか。

## 2 液体状 R I 混在廃棄物について

以下の点について質問するので、回答願いたい。

- ① 液体状 R I 混在廃棄物の取扱いが 3 月 13 日付説明と 4 月 10 日付資料では同じなのか異なるのか。
- ② 4 月 10 日付資料には第 1 棟排水系統図が示されているが、当該系統図のどの部分が原子炉等規制法又は R I 法の何れか又は両方の適用を受けると考えているのか。具体的な排水の方法と併せて回答願いたい。
- ③ R I 法における排水口の位置が不明である。また、R I 法施行規則第 14 条の 11 第 1 項第 5 号ハに規定する排水浄化槽はどこに設けられるのか。

## 3 固体状 R I 混在廃棄物について

以下の点について質問するので、回答願いたい。

- ① R I の使用により事業所内で固体状廃棄物が発生すれば、一定期間、保管廃棄(事業所内廃棄)した後、事業所外廃棄を行うのが一般的である。4 月 10 日付資料では事業所内廃棄を行わないように見受けられるが、事業所内廃棄を行わず、直接、事業所外廃棄を行う運用が可能なのか。
- ② 原子力機構は東京電力に R I 混在の 1 F 事故由来廃棄物の保管を委託するのであって、廃棄物の譲り渡しを行うことにならない。これは、原子炉等規制法又は認可を受けている実施計画上、許容されるのか(同じ 1 F 事故由来廃棄物なのに、R I 混在の有無により、廃棄物管理が委託なのか否かという位置づけが異なることが妥当か・合理的か)。また、原子力機構は、将来的に、廃棄物の保管終了後における廃棄物処分をどのように考えているか。
- ③ R I 法は、R I の使用をすることを前提に許可使用者に対して廃棄施設の設置を義務付けているのであって、東京電力が非密封 R I の使用をせずに、非密封 R I 廃棄物を他事業者から受け入れることを前提に廃棄施設を設けることは法の趣旨に反するのではないか。むしろ、非密封 R I の使用をせずに他事業者の廃棄物を受け入れて保管するのであれば、東京電力は、廃棄の業の許可を申請して廃棄物貯蔵施設を設けるべきではないか。
- ④ 東京電力が行う将来的な変更許可申請の時期はいつ頃か。仮に原子力機構が東京電力に R I 混在の 1 F 事故由来廃棄物の保管廃棄の委託をすぐに行うのであれば、原子力機構と同時期又は原子力機構からの申請後に、東京電力は遅滞なく変更許可申請すべきことにならないか。

#### 4 申請者について

以下の点について質問するので、回答願いたい。

- ① 原子力機構がR I法における申請主体となることの説明（4月10日付資料6ページ目）に関して、R Iの調達等の（原子力機構が行う）施設運営に対して東電の介入が必要であるためとの主張であるが、3月13日付説明時に原子力規制庁から回答したとおり、「使用の許可の申請主体となるべき者は、R Iの使用における管理や放射線施設の維持管理等について法的責任を負う者」であり、R Iの調達の主体者と規制庁が回答したR I法の申請主体となるべき者とは、何の関連性もないのではないかと。（R Iの調達については、原子力機構と東京電力との間で解決すべきことであって、R I法の申請主体となるべき者の議論とは関係ない。）
- ② 東電が認可を受けた特定原子力施設において、同じ1F事故由来汚染物を扱うにもかかわらず、R Iを微量添加することによって申請者や運営主体が原子炉等規制法と異なる理由が不明である。原子炉等規制法対象物である1F事故由来汚染物にR Iを付着させた物は、その性質上核燃料汚染物とR Iが不可分的に一体なものとなり、原子炉等規制法とR I法の二重規制が課せられることが避けられない。それにもかかわらず、規制を受ける主体を二者に分けようとするのは、規制上の責任の所在等を不明確なものにさせるだけでなく、規制対象の客体の不可分一体性の事実を無視したものであることから、R Iの扱いについても、原子炉等規制法と同様に、東京電力が主体となり、原子力機構が協力法人となるような申請方針が合理的ではないか。
- ③ 申請者が原子炉等規制法とR I法で異なるのならば、原子炉等規制法：東京電力とR I法：原子力機構の双方で、許可後の人の管理（被ばく管理・教育訓練、健康診断等）をどのように適切に行うのか。

#### 5 トラブル時通報連絡について

例えば、特定原子力施設内で、R Iが混在した1F事故由来汚染物とR Iが混在しない1F事故由来汚染物の双方を用いる室等において施設の異常や火災等のトラブルが発生した場合、通報するトラブル情報が同じであるにもかかわらず、原子力機構と東京電力の双方から別々に原子力規制委員会に通報されることが、果たして合理的か。むしろ、危機管理上問題が生じないのか。

以上